

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令案に対する
意見募集の結果について

令和3年3月30日
経済産業省
電力安全課

経済産業省では、令和3年1月23日付けで、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令案について意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも電力保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・募集期間：令和3年1月23日(土)～令和3年2月22日(月)
- ・告知方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、FAX及び電子メール

2. 意見募集の結果

意見提出件数12件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方

別紙のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ電力安全課
電話番号:03-3501-1742

提出意見及び提出意見に対する考え方

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>プラスチックカード化には賛成であるが、様式の証明写真のサイズが 40mm×30mm とやや大きいのではないか。従来の免状は証明写真を添付しその上に刻印を施していた為、スペースの都合上でサイズが 40mm×30mm になっていたと思われるが、プラスチックカードは直接印刷であるため、そのような大きめのサイズは不要である。運転免許証や電気主任技術者、無線従事者では 30mm×24mm であることを鑑みれば、様式のサイズは大き過ぎる。</p>	<p>プラスチックカードによる電気工事士免状等の交付において、写真のサイズについては、現行のサイズのままだでも支障がないことから、原案のとおりといたします。</p>
2	<p>電気工事士免状は紙のままがいい。希望者はこれまで通りに紙で交付にすれば良いのではないか。 これまでに紙で電気工事士免状を取得している場合はプラスチックカードと交換って訳ではないですよね？</p>	<p>電気工事士免状等を紙からプラスチックカード化することによって、強度不足が解消され、携帯が容易になると考えております。 なお、既に紙で交付している電気工事士免状等については、交換することなく、引き続き、有効です。</p>

<p>3</p>	<p>電気工事士等の免状のプラスチックカード化については、賛成であるが、以下の点について質問したい。</p> <p>書式第3 第一種電気工事士免状について</p> <p>1.講習受講記録について、見本では受講記録記載枠が5回分であるが、例えば、大学や高校在学中に第一種電気工事士試験に合格した者は、就職後の実務経験で最短の場合、25歳頃免状の取得ができる。5回分の講習受講枠では $25 \text{ 歳} + (\text{五年毎講習} \times 5 \text{ 回分}) = 50 \text{ 歳}$ であり、定年の年齢(65歳)分まで記載できない。この場合は想定しているか？</p> <p>2.現行の紙式の免状を交付されている者が、プラスチックカードの免状に交換(書換)してもらうことは可能か？ その場合、免状に再発行と記載されてしまいますか？</p>	<p>第1種電気工事士免状の裏面に記載する講習受講記録について、受講回数が6回目に達した場合には、シールの貼付等により6回目以降も記載することを想定しております。</p> <p>また、既に紙により第1種電気工事士免状の交付を受けている者が直ちにプラスチックカードに交換することはできません。ただし、電気工事士法施行令第4条第1項に規定されているとおり、免状をよごし、損じ、又は失ったときは、プラスチックカードにより再交付されることとなります。この場合において、免状に再交付と記載されるか否かはこれまでの都道府県の運用のとおりです。また、同令第5条に基づき免状の記載事項に変更を生じたときは、都道府県等の窓口までご相談ください。</p>
<p>4</p>	<p>従前の免状(紙)をプラスチックカード化目的で再交付していただくことは可能になるのでしょうか？</p> <p>現状は「汚損又は紛失」の場合と限られているため、変更不可なのでは？と心配をしているものです。</p> <p>可能であれば、丈夫な「カード」に変更したいと考えておりますので、何卒よろしく願い申し上げます。</p>	<p>既に紙により電気工事士免状等の交付を受けている者が直ちにプラスチックカードに交換することはできません。ただし、電気工事士法施行令第4条第1項に規定されているとおり、免状をよごし、損じ、又は失ったときは、プラスチックカードにより再交付されることとなります。また、同令第5条に基づき免状の記載事項に変更を生じたときは、都道府県等の窓口までご相談ください。</p>

5	<p>現在持っている紙の工事士免状をプラスチックの免状に更新できますでしょうか。</p> <p>可能である場合、免状を損じたという理由で再交付での対応になると思うのですが、導入当初に申請者多数だと再交付までに時間がかかると思います。</p> <p>再交付申請では免状を添付して申請することになるため、工事に従事する時の携帯義務を果たせない可能性はないでしょうか。</p>	<p>既に紙により電気工事士免状等の交付を受けている者が直ちにプラスチックカードに交換することはできません。ただし、電気工事士法施行令第4条第1項に規定されているとおり、免状をよごし、損じ、又は失ったときは、プラスチックカードにより再交付されることとなります。また、同令第5条に基づき免状の記載事項に変更を生じたときは、都道府県等の窓口までご相談ください。</p> <p>再交付又は書換えによって電気工事士免状等を提出してしまった場合には、その場合に限り、当該電気工事士免状等の写しを携帯することで差し支えないものと考えられます。</p>
6	<p>江戸時代から昭和時代へのアップグレードでしょうか。</p> <p>環境への配慮でレジ袋は有料化されましたが、またプラスチックを増やすわけですね</p> <p>免状は携帯することが定められております。私は仕事柄多くの中企業から大企業の電気工事屋さんに会いますが、携帯されている方は2割ほどでしょうか。</p> <p>そんな中、あえて紙からプラへの移行を検討されているなら、いつそのこと電子にする考えには至らないのでしょうか。スマートフォンなら誰でも持ち歩いておりますし、携帯率も上がるでしょう。お持ちでない方は従来どおり紙でいいのではないのでしょうか。</p>	<p>電気工事士免状等を紙からプラスチックカード化することによって、強度不足が解消され、携帯が容易になると考えております。</p> <p>電気工事士免状等の電子化については、他の国家資格の動向等を踏まえ、課題やニーズの見極め等が必要になると考えております。</p>

7	<p>免状のプラスチックカード化に賛成です。</p> <p>現在所持している免状は紙手帳ですが、折れ曲りや現場環境による汚損等に対する耐久性に難があると思われます。(写を持ち歩くことが多い)</p> <p>紙に比べて耐久性がある方が良いです。</p>	<p>原案のとおり、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証については、紙からプラスチックカードに変更することといたします。</p>
8	<p>様式第3、様式第3の2、様式第5の5、様式第5の6、に、都道府県知事の印章がある事について賛成である。</p> <p>(別に都道府県知事である必要は無いと考えるが、刑法における書類としての特段の扱いのために、何らかの公務所又は公務員の章印又は署名があるのが適切と考える。)</p>	<p>原案のとおり、様式第3及び第3の2には都道府県知事の印影が、また、様式第5の5及び第5の6には産業保安監督部長の印影が記されます。</p>
9	<p>免状であるが、第1種、第2種、認定と各々が別の免状である。プラスチックカード化するにあたって、1枚のカードに所持免状を記入する方式にしてはどうか。</p>	<p>電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証については、交付する者や記載事項が異なることから、従前のとおり免状等の種類ごとに交付することといたします。</p>

10	<p>カード化する事は時代のニーズに沿っており非常に喜ばしいことです。ぜひ推進して頂きたい。</p>	<p>原案のとおり、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証については、紙からプラスチックカードに変更することといたします。</p>
11	<p>第1種電気工事士免状保有者です。電気工事士免状は常時携帯が必要となりますので、現在の紙免状だと作業時の汗等で破損してしまったり、免状ケースと免状がへばりついてしまいます。カード式に変更する事は大賛成です。</p>	<p>原案のとおり、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証については、紙からプラスチックカードに変更することといたします。</p>

12	<p>第一種電気工事士に交付を予定している[様式第3号]の裏面形式に関し、講習受講履歴の枠を[受講年月日][受講場所][講習実施者認印]の枠を撤廃し、枠内に[修了履歴ラベル]を貼付する形式の方が運用性が高いと考えております。</p> <p>これは、当該法定講習のオンライン講義を行っていくにあたり、オンラインで当該講習を修了した対象者に対して、この[様式第3]の項目のみ掲載の修了履歴ラベルの交付ですと、[不正に添付され修了を主張される]可能性がある為です。</p> <p>オンラインの受講を拡大していくにあたり、修了履歴ラベルには、[個人名][生年月日][修了年月日][受講場所][講習実施者認印]を掲載することで[個人の修了履歴ラベルであることを明確にする]ことにより、不正を防止することができると考えているためです。</p> <p>そのためには、この枠があると、修了履歴ラベルへの記載内容が、この枠の内容に沿ったものになってしまうため、この枠に関し柔軟に対応できるように変更した方が良いと考えております。</p> <p>あくまで運営の実務者レベルでの考えではありますが、ご確認いただければ幸いです。宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>第1種電気工事士免状の裏面に記載する講習受講記録は、受講年月日、受講場所及び講習実施者認印の欄を設けておりますが、これら情報に加え、個人名や生年月日を追加することは妨げておらず、各指定講習機関において不正防止に配慮した措置を講じることは可能です。</p>
----	---	--

今回の意見募集とは関係しない御意見が1件あり、当該御意見に対する当省の考え方は示しませんが、今後の参考とさせていただきます。